

郵政民営化に関する 国民意識調査

2015年5月



全国生命保険労働組合連合会 (生保労連)

NATIONAL FEDERATION OF LIFE INSURANCE WORKER'S UNIONS (L.I.U.)

目次

1. 報告にあたって	2
2. 調査概要	3
3. 調査結果	4
参考資料（調査データ）	8

1. 報告にあたって

- 生保労連では予てより、郵政民営化にあたっては「民間会社との公平・公正な競争条件の確保」が大前提であり、これが実現しない中で、かんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げを認めることはできず、まずは、かんぽ生命への政府関与（出資）の解消をはかることが先決であるとの主張を一貫して行ってきました。
- そのような中、昨年12月には、日本郵政株式会社から「日本郵政グループ3社の株式上場について」が公表され、2015年度半ば以降、日本郵政の株式の売出し・上場にあわせ、金融2社（かんぽ生命、ゆうちょ銀行）の株式の同時売出し・上場を目指す旨が示されたことは、民営化に向けて一定の前進がはかられたものと認識しています。
- しかし、日本郵政が保有するかんぽ生命の株式については、「経営の自由度の拡大等を視野に入れ、まずは、保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却していく」とされており、完全売却に向けた具体的な計画が示されていないことに加え、経営の自由度の拡大ありきと受け止めざるを得ない内容となっています。また、現行の郵政民営化法成立時の附帯決議において「当面は行わない」とされている、加入限度額の引き上げも懸念される状況にあります。
- かかる状況下、生保労連では、かんぽ生命に加入する理由や、かんぽ生命の業務範囲の拡大に関する国民の意識を客観的に把握するため、一般個人の方を対象としたインターネットによる意識調査を実施しました。調査結果からは、いわゆる「暗黙の政府保証」が未だ払しょくされていない実態や、大半の方がかんぽ生命に業務範囲の制限があることを不便と感じていない実態を確認することができました。
- 生保労連としては、郵政民営化にあたり「民間会社との公平・公正な競争条件の確保」がはかれるよう、今般の調査結果も踏まえ、引き続き積極的な意見発信等を行っていく所存です。

2. 調査概要

調査目的

郵政民営化に関する国民の意識等について、客観的に把握することを目的に実施

調査方法

インターネットによるアンケート調査
(委託先:マイボイスコム株式会社)

調査期間

2015年3月27日(金)~29日(日)

調査対象

一般個人(20歳以上)1,078名を対象に実施

調査項目

以下の項目を中心に実施

- 「かんぽ生命」加入実態、加入理由
 - 「かんぽ生命」の業務範囲制限に関する意識
 - 民業圧迫に対する意識
- 等

3. 調査結果

図1

生命保険加入状況

Q：あなたは生命保険に加入していますか

【対象：全員】

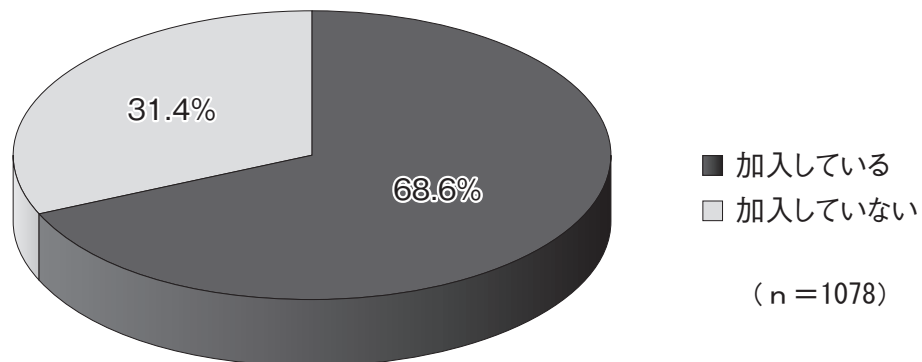
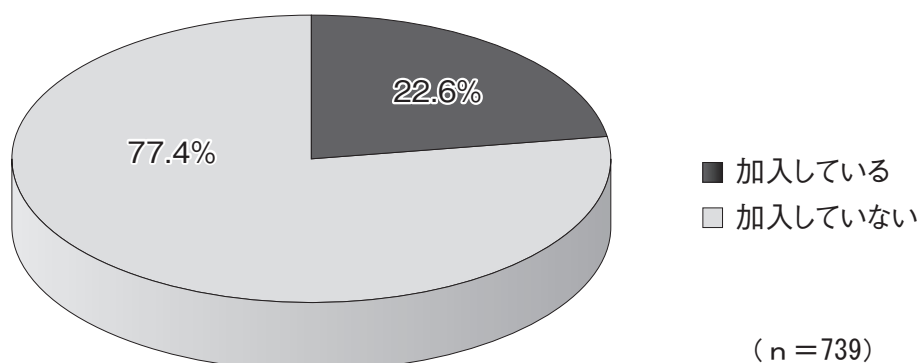


図2

「かんぽ生命」加入状況

Q：あなたは「かんぽ生命（旧簡易保険を含む）」の生命保険に加入していますか

【対象：生命保険に加入している方】



◆「かんぽ生命」の普及率は高く、生命保険に加入している方のおおよそ4人に1人は「かんぽ生命」に加入されています。

図3

「かんぽ生命」加入（加入検討）理由（含・簡易保険）

Q：あなたが「かんぽ生命」の生命保険に加入した（あるいは加入を検討している）一番の理由は何ですか

【対象：「かんぽ生命（旧簡易保険を含む）」に加入している（加入を検討している）方】

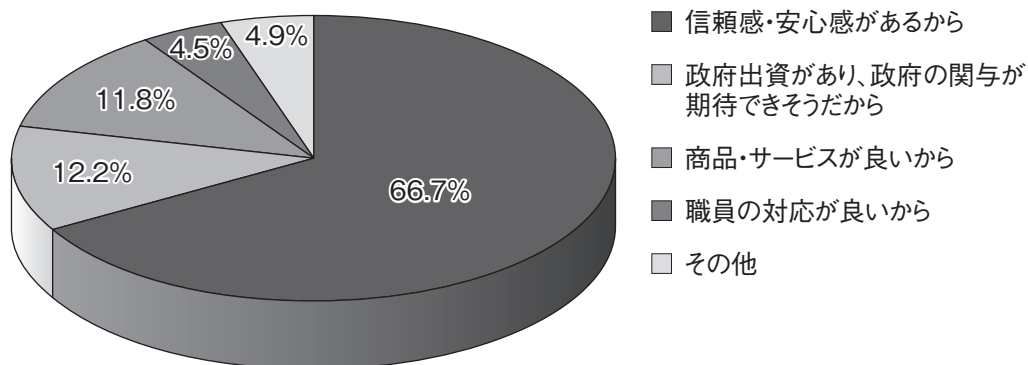
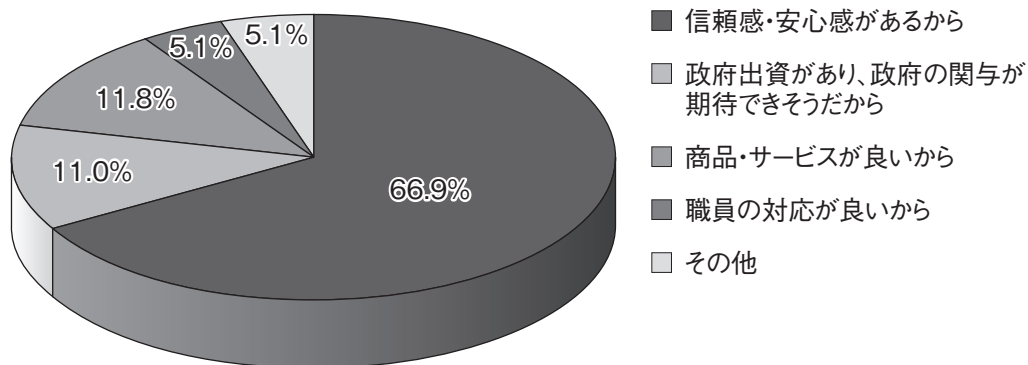


図4

「かんぽ生命」加入（加入検討）理由（除・簡易保険）

Q：あなたが「かんぽ生命」の生命保険に加入した（あるいは加入を検討している）一番の理由は何ですか

【対象：「かんぽ生命（旧簡易保険を除く）」に加入している（加入を検討している）方】



◆「かんぽ生命」への加入理由として、「信頼感・安心感があるから」「政府出資があり政府の関与が期待できそうだから」を挙げた方を合わせると約8割を占めています。

◆この状況は、旧簡易保険加入者を含めた場合と除いた場合とでもほとんど差異がなく、このことから、いわゆる「暗黙の政府保証」が払しょくされたとは言えません。

図5

「かんぽ生命」の業務範囲の制限について

(全員)

Q：あなたは「かんぽ生命」に業務範囲の制限(加入限度額等)があることに不便を感じますか

【対象：全員】

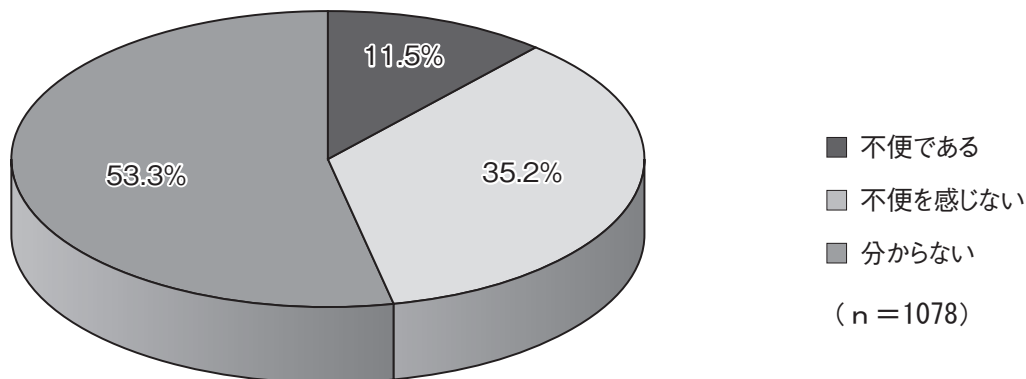


図6

「かんぽ生命」の業務範囲の制限について

(地区別)

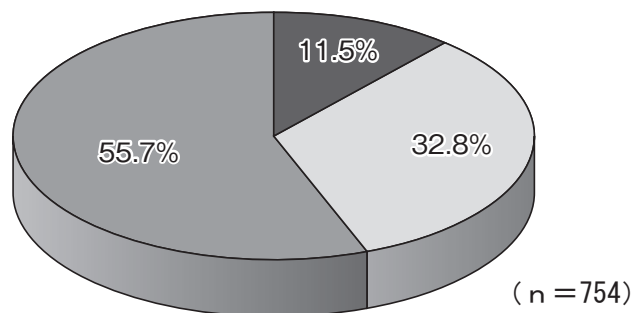
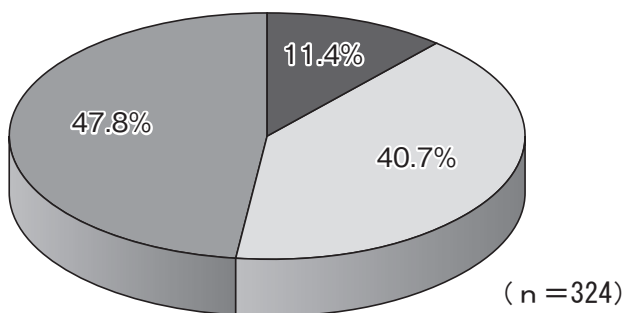
Q：あなたは「かんぽ生命」に業務範囲の制限(加入限度額等)があることに不便を感じますか

【左グラフ対象：東京・大阪・神奈川にお住まいの方】

【右グラフ対象：東京・大阪・神奈川以外の都道府県にお住まいの方】

【東京・大阪・神奈川】

【東京・大阪・神奈川以外の都道府県】



■ 不便である □ 不便を感じない ■ 分からない

■ 不便である □ 不便を感じない ■ 分からない

◆多くの国民は、「かんぽ生命」の業務範囲に制限があることを不便と感じていません。

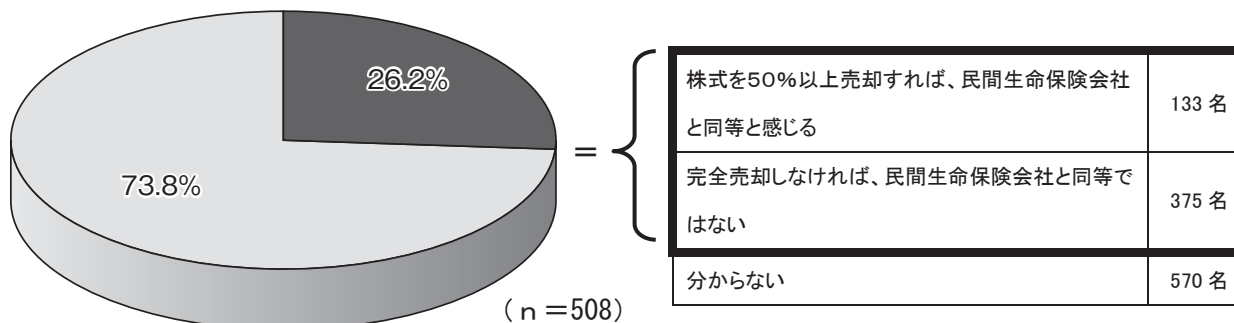
◆このことは、人口の集中度の高い東京・大阪・神奈川とそれ以外の地区とでもほとんど差異がありません。

図7

民間生命保険会社とのイコールフットィングについて

Q：あなたは、日本郵政の保有する「かんぽ生命」の株式が50%程度となった場合にどう感じますか

【対象：全員】



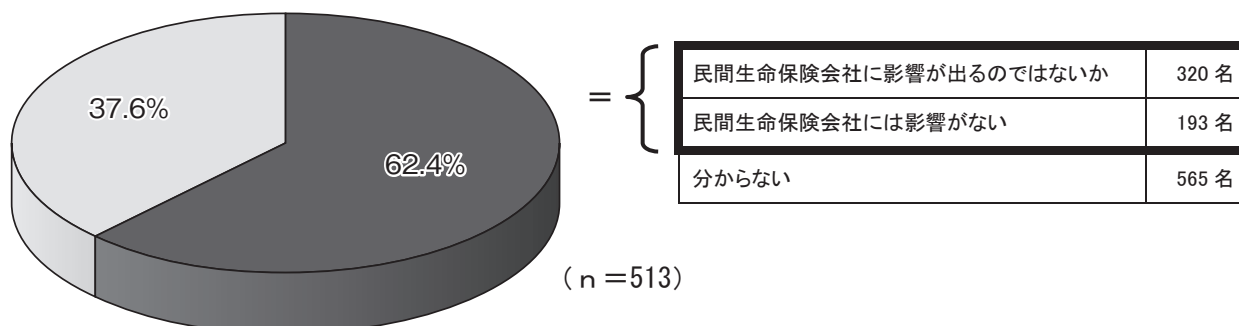
- 株式を50%以上売却すれば、民間生命保険会社と同等と感じる
- 完全に売却しなければ、民間生命保険会社と同等ではない

図8

民間生命保険会社への影響について

Q：あなたは、「かんぽ生命」の業務範囲の拡大（加入限度額の引き上げ等）が、政府の間接出資を残したままになされることとなった場合にどう思いますか

【対象：全員】



- 民間生命保険会社に影響が出るのではないかと
- 民間生命保険会社には影響がない

◆「(株式を) 完全売却しなければ、民間生命保険会社と同等ではない」との回答者は、「株式を50%以上売却すれば、同等と感じる」との回答者の約2.8倍です。

◆また、政府の間接出資を残したままでの業務範囲の拡大については、民間生命保険会社に「影響が出るのではないかと」との回答者が「影響がない」と答えた回答者の約1.7倍です。

◆このようなことから、「かんぽ生命」の業務範囲の拡大は、株式の完全売却がなされるまでは認められません。

参考資料（調査データ）

I. 回答者属性

性別区分

	度数	列%
男性	537	49.8
女性	541	50.2
合計	1078	100.0

年齢階層

	度数	列%
20代	207	19.2
30代	214	19.9
40代	218	20.2
50代	220	20.4
60代	219	20.3
合計	1078	100.0

性年代

	度数	列%
男性20代	101	9.4
男性30代	108	10.0
男性40代	108	10.0
男性50代	110	10.2
男性60代	110	10.2
女性20代	106	9.8
女性30代	106	9.8
女性40代	110	10.2
女性50代	110	10.2
女性60代	109	10.1
合計	1078	100.0

未既婚

	度数	列%
結婚していない(未婚・離死別)	430	39.9
結婚している	648	60.1
合計	1078	100.0

職業分類

	度数	列%
会社員・役員	358	33.2
自営業	77	7.1
専門職(医師、弁護士、美容師、デザイナー等)	34	3.2
公務員	38	3.5
学生	47	4.4
専業主婦・専業主夫	216	20.0
パート・アルバイト・フリーター	179	16.6
無職・定年退職	110	10.2
その他(該当なし)	19	1.8
合計	1078	100.0

地域分類

	度数	列%
北海道	53	4.9
東北	43	4.0
関東	433	40.2
北陸	35	3.2
中部	145	13.5
近畿	209	19.4
中国	55	5.1
四国	41	3.8
九州	64	5.9
合計	1078	100.0

世帯年収

	度数	列%
300万円未満	221	20.5
300～500万円未満	275	25.5
500～700万円未満	225	20.9
700～1000万円未満	209	19.4
1000～1500万円未満	96	8.9
1500万円以上	33	3.1
不明	19	1.8
合計	1078	100.0

同居家族の人数

	度数	列%
ひとり暮らし	144	13.4
2人	268	24.9
3人	283	26.3
4人	255	23.7
5人	87	8.1
6人	32	3.0
7人以上	9	0.8
合計	1078	100.0

同居の子ども人数

	度数	列%
なし	641	59.5
1人	204	18.9
2人	187	17.3
3人	40	3.7
4人	5	0.5
5人以上	1	0.1
合計	1078	100.0

同居家族の構成

	度数	列%
ひとり暮らし	144	13.4
夫婦のみ	201	18.6
夫婦(または片親)と未婚の子供	467	43.3
2世代同居(夫婦とその親)	99	9.2
3世代同居(夫婦とその子供、親)	89	8.3
未記入	-	-
その他	78	7.2
合計	1078	100.0

Ⅱ. 調査結果

Q1. あなたは生命保険に加入していますか

	度数	列%
加入している	739	68.6
加入していない	339	31.4
無回答		
合計	1078	100.0

Q2. あなたは「かんぽ生命(含む、旧簡易保険)」の生命保険に加入していますか

	度数	列%
加入している	167	22.6
加入していない	572	77.4
無回答		
合計	739	100.0

Q3. あなたは「かんぽ生命」の生命保険への加入を検討していますか

	度数	列%
加入を検討している	79	8.7
加入を検討していない	832	91.3
無回答		
合計	911	100.0

Q4. あなたが「かんぽ生命(含む、旧簡易保険)」の生命保険に加入した時期はいつですか

	度数	列%
平成19年9月以前	110	65.9
平成19年10月以降	36	21.6
複数加入しており、上記の時期のいずれにも該当	21	12.6
無回答		
合計	167	100

Q5. あなたが「かんぽ生命(含む、旧簡易保険)」の生命保険に加入した(あるいは加入を検討している)一番の理由は何ですか。1つお選びください。

	度数	列%
信頼感・安心感があるから	164	66.7
政府出資があり、政府の関与が期待できそうだから	30	12.2
商品・サービスが良いから	29	11.8
職員の対応が良いから	11	4.5
その他	12	4.9
無回答		
合計	246	100.0

Q6. あなたは「かんぽ生命」に業務範囲の制限(加入限度額等)があることを知っていますか

	度数	列%
よく知っている	106	9.8
聞いたことがあるが、詳しく知らない	345	32.0
全く知らない	627	58.2
無回答		
合計	1078	100

Q7. あなたは「かんぽ生命」に業務範囲の制限(加入限度額等)があることをどう思いますか

	度数	列%
政府の出資がある以上、制限があるのは妥当である	287	26.6
業務範囲を制限する必要性を感じない	239	22.2
分からない	552	51.2
無回答		
合 計	1078	100

Q8. あなたは「かんぽ生命」に業務範囲の制限(加入限度額等)があることに不便を感じますか

	度数	列%
不便である	124	11.5
不便を感じない	379	35.2
分からない	575	53.3
無回答		
合 計	1078	100

Q9. あなたは、日本郵政の保有する「かんぽ生命」の株式が50%程度となった場合にどう感じますか

	度数	列%
株式を50%以上売却すれば、民間生命保険会社と同等と感じる	133	12.3
完全売却しなければ、民間生命保険会社と同等ではない	375	34.8
分からない	570	52.9
無回答		
合 計	1078	100

Q10. あなたは、「かんぽ生命」の業務範囲の拡大(加入限度額の引き上げ等)が、政府の間接出資を残したままなされることとなった場合にどう思いますか

	度数	列%
民間生命保険会社に影響が出るのではないかと	320	29.7
民間生命保険会社には影響がない	193	17.9
分からない	565	52.4
無回答		
合 計	1078	100

Ⅲ. 調査票

【郵政民営化に関する国民意識調査】

	質問内容	選択肢
	加入実態・意識	
1	【全員】 あなたは生命保険に加入していますか	①加入している ②加入していない
次の説明文をお読みにってから、続く質問にお答えください。 ※平成19年10月に、現在の「かんぽ生命」は民営化・株式会社化され現在の形態となりました。本アンケートにおける「かんぽ生命」には、それ以前の「簡易保険」も含めてご回答ください。		
2	【全員】 あなたは「かんぽ生命(含む、旧簡易保険)」の生命保険に加入していますか	①加入している ②加入していない
3	【全員】 あなたは「かんぽ生命」の生命保険への加入を検討していますか	①加入を検討している ②加入を検討していない
4	【加入している人】 あなたが「かんぽ生命(含む、旧簡易保険)」の生命保険に加入した時期はいつですか	①平成19年9月以前 ②平成19年10月以降 ③複数加入しており、①、②いずれにも該当
5	【加入している人、加入を検討している人】 あなたが「かんぽ生命(含む、旧簡易保険)」の生命保険に加入した(あるいは加入を検討している)一番の理由は何ですか。1つお選びください。	①信頼感・安心感があるから ②政府出資があり、政府の関与が期待できそうだから ③商品・サービスが良いから ④職員の対応が良いから ⑤その他
次の説明文をお読みにってから、続く質問にお答えください。 ※1: 現在の「かんぽ生命」は、平成19年10月に民営化されました。しかしながら、政府が株式の100%を保有する日本郵政が「かんぽ生命」の株式を100%保有していることから、依然として政府が間接的に「かんぽ生命」に出資している状況にあります。こうしたことから、民間会社との競争関係等を勘案のうえ、「かんぽ生命」には、加入限度額を1,000万円(一定期間経過後は1,300万円)とする等の業務範囲の制限が設けられています。 ※2: 平成26年12月に日本郵政が公表した「日本郵政グループ3社の株式上場について」によると、「平成27年度半ば以降、政府による日本郵政の株式の売出し・上場にあわせ、「かんぽ生命」の株式も同時に売出し・上場することを目指す」旨が示されています。また、「かんぽ生命」の株式について、「まずは、保有割合が50%程度となるまで段階的に売却していく」旨が示されています。なお、政府は日本郵政の株式を、株式の売出し・上場後も常時3分の1以上保有することとなっています。		
6	【全員】 あなたは「かんぽ生命」に業務範囲の制限(加入限度額等)があることを知っていますか	①よく知っている ②聞いたことがあるが、詳しく知らない ③全く知らない
7	【全員】 あなたは「かんぽ生命」に業務範囲の制限(加入限度額等)があることをどう思いますか	①政府の出資がある以上、制限があるのは妥当である ②業務範囲を制限する必要性を感じない ③分からない
8	【全員】 あなたは「かんぽ生命」に業務範囲の制限(加入限度額等)があることに不便を感じますか	①不便である ②不便を感じない ③分からない
9	【全員】 あなたは、日本郵政の保有する「かんぽ生命」の株式が50%程度となった場合にどう感じますか	①株式を50%以上売却すれば、民間生命保険会社と同等と感じる ②完全売却しなければ、民間生命保険会社と同等ではない ③分からない
10	【全員】 あなたは、「かんぽ生命」の業務範囲の拡大(加入限度額の引き上げ等)が、政府の間接出資を残したままなされることとなった場合にどう思いますか	①民間生命保険会社に影響が出るのではないかと ②民間生命保険会社には影響がない ③分からない

郵政民営化に関する国民意識調査

2015年5月発行

〒113-0034 東京都文京区湯島3-19-5
湯島三組坂ビル 3階

電話：03-3837-2031（代表）

FAX：03-3837-2037

Eメール：union@seiho.jtuc-rengo.jp

ホームページ：<http://www.liu.or.jp>
